

射水市フットボールセンター自動販売機設置事業者公募について

射水市フットボールセンターにおける自動販売機設置事業者を公募しますので、応募される方は、次の要領により手続きを行ってください。

令和4年2月28日

射水市長 夏野元志



1 公募物件（詳細は別添「公募物件調書」を参照）

物件番号	施設名称	所在地	設置場所	設置台数	参考面積	販売形態
1	射水市フットボールセンター	射水市海竜町23番地1	クラブハウス	1台	0.84㎡	缶・ペットボトル
2			棟ロビー	1台	0.84㎡	缶・ペットボトル
3			クラブハウス	1台	0.84㎡	缶・ペットボトル
4			棟ピロティ	1台	0.84㎡	缶・ペットボトル
5			屋根付きフットサル場	1台	0.84㎡	缶・ペットボトル
6				1台	0.84㎡	缶・ペットボトル
7				1台	※今回公募対象外	

※ 参考面積は、自動販売機の想定占有面積（容器回収ボックス、放熱スペース等は含まない。）

※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所を確認すること。

※ 物件番号7については、今回の公募の対象とはしない。

2 自動販売機の設置条件等

(1) 設置事業者の施設の使用形態

行政財産使用許可による。

(2) 使用許可の期間

令和4年4月29日から令和5年3月31日までとする。ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと市が判断する場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、当初許可から2年の期間を限度に、使用許可の更新を認めるものとする。

なお、許可期間中であっても、公用又は公共用に供する必要があるときは、使用許可を取り消す場合がある。

(3) 行政財産使用料

自動販売機の売上合計額に、設置事業者が応募した使用料率を乗じた額とする。

(4) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とする。

3 選定方法

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、「5 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とする。
- (2) 選定対象者のうち、物件番号ごとに最低使用料率以上で、最高の使用料率を応募申込書により提示した者を設置事業者に決定する。応募者は全ての物件番号に価格提案できるが、今回の公募で同一事業者が設置できる自動販売機はクラブハウス棟ロビー、クラブハウス棟ピロティ、屋根付きフットサル場それぞれにおいて1台を上限とする。
- (3) 点数が同点の応募が2者以上ある場合は、使用料率が高い応募者を選定することとし、使用料も同率の場合は、当該応募者の立会のもと、くじにより選定する。

4 最低使用料率

10パーセント

5 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (3) 次のいずれかに該当しない者
 - ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(5) 法人の場合は、射水市内に本店、支店又は営業所を有すること。個人の場合は、射水市内に居住し業を営んでいること。

(6) 市町村税を滞納していないこと。

6 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、原則として持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出すること。やむを得ず郵送で提出する場合は、簡易書留郵便とし、封筒に「応募申込書在中」と明記すること。

なお、電話、ファックス、電子メールによる申込みは受け付けない。

(提出先)

射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課スポーツ推進係

〒939-0294 射水市新開発410番地1 射水市役所本庁舎4階

電話：0766-51-6637 FAX：0766-51-6663 電子メール：sports@city.imizu.lg.jp

(2) 受付期間

令和4年2月28日(月)～令和4年3月10日(木)

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出書類

申込みに当たっては、次の書類を提出してください。

ア 射水市フットボールセンター自動販売機設置事業者応募申込書提出票（様式第1号）

イ 応募申込書（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 設置を希望する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力等が確認できるもの）

オ すべての市町村税に滞納がないことの証明書（コピー可）※発行後3か月以内のもの

カ 証明書類（コピー可）※発行後3か月以内のもの

法人の場合…登記簿謄本（全部事項証明書）

個人の場合…住民票

7 選定スケジュール

令和4年2月28日(月)

事業者公募の公告、応募申込書類の受付開始

令和4年3月10日(木)

応募申込書類の受付終了

令和4年3月11日(金)

設置事業者の選定、結果の通知

8 その他

詳細は、射水市フットボールセンター自動販売機設置事業者公募要項による。